

福祉監 第 507 号
平成23年8月12 日

各介護保険施設・事業所管理者
各障害者（児）福祉施設・事業所管理者
各養護老人ホーム施設長
各軽費老人ホーム施設長
各有料老人ホーム管理者 } 様

埼玉県福祉部長 荒井 幸弘
(公印省略)

入浴介助における安全確保の徹底について（通知）

高齢介護・障害福祉サービスの適正な運営につきましては、日ごろ格別の御尽力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、今月2日、県内の介護老人保健施設において入浴サービスの実施中に利用者が浴槽内で溺れる事故が発生しました。事故の概要は別紙のとおりです。

入浴介助における安全確保の徹底については、これまでも、平成22年9月21日付け及び平成23年2月3日付けの通知で繰り返し注意を喚起してきたところであり、深刻な事態と受け止めております。

については、介護を要する者に対する入浴サービスについては常に事故の危険性があること、たとえ短時間であっても職員が目を離すことは重大な事故につながるおそれが非常に大きいことを改めて認識してくださるようお願いいたします。

その上で、

- ・ 利用者の入浴中に職員の見守りがなくなる時間はないか、複数の職員で対応する介助体制が確保されているかなどについて、現場の職員に改めて点検・確認させること。
- ・ 新規採用職員や経験の浅い職員に対しては、施設ごとの処遇方法を十分理解させるためのマニュアルの整備や職員研修を充実させること。
- ・ 特に、機械浴の操作に当たっては担当職員がその操作方法を十分理解しているかについても確認するとともに、初めての操作時には、経験豊富な職員が付き添うこと。

などを徹底し、こうした事故が二度と起こらないよう安全確保に万全を期してください。

なお、県といたしましては、入浴介助における対応状況について、実地指導・監査の際に重点的に確認させていただくこととします。

| | | |
|------|-----------------------|--|
| ＜担当＞ | 福祉監査課 | 総務・障害施設担当 障害事業担当 高齢施設担当 介護保険施設担当 介護事業第一担当、第二担当 |
| | 高齢介護課 | 施設指導担当、介護保険事業者担当 |
| | 障害者自立支援課 | 施設支援担当、地域生活支援担当 |
| ＜電話＞ | 048-830-3440（福祉監査課代表） | |

別紙

(事故の概要)

- 1 利用者を一般浴室で洗身後、脱衣室で着脱業務に当たっていた別の職員が、隣の機械浴室に移動させ、機械浴槽に入れた後、手動給湯のボタンを押した。
- 2 職員は、水位確認と給湯停止のボタン操作を行わずに機械浴室内を離れ、脱衣室で着脱の業務を行った。
- 3 この間、機械浴室には職員は誰もいない状態となり、その間に水位が上がり、浴槽内で溺れる事故が発生した。

[参考]

- 平成22年9月21日付け通知の事故の状況
 - 1 職員が1人で、寝台型機械浴槽用のリフト型ストレッチャー上で、洗身介助を行っていた。
 - 2 背中を洗うため仰向けから横向き（側臥位）にしようとした際、入所者が頭から転落する事故が発生した。

- 平成23年2月3日付け通知の事故の状況
 - 1 職員3人の介助で利用者4人が入浴中、利用者1人がけがをしたため、職員2人で脱衣室に移動させた。
その結果、一時的に職員1人で利用者3人を介助することとなった。
 - 2 浴室に残った職員1人は、利用者の1人を洗体中で、浴槽に入っている利用者まで目が届かなくなり、浴槽内で溺れる事故が発生した。